

前橋市告示第 639 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別記調書 1 及び調書 2 のとおり本市区域内の町区域の変更をするので告示します。

なお、この町区域の変更の効力は、前橋市南部拠点東地区土地区画整理組合による前橋市南部拠点東地区土地区画整理事業の地区内に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じます。

平成 23 年 12 月 26 日

前橋市長 高 木 政 夫



別記

調 書 1

町	地 番
新 堀 町	36の9の一部、36の12の一部、37の1、37の5、 38の1、38の4、39の1、39の2、39の6、39の8、 40の1、40の5

上記区域を下阿内町に変更する。

町	地 番
下 阿 内 町	6の6、10の6、78の3、79の5、79の6、80の1、 80の2、80の4から80の6まで、81の1、82の1、 83の1、84の1、85の1、85の7、 85の9から85の11まで、85の13、86の1、86の4、 86の5、87の1、87の2、88の1から88の3まで、 89、90の1、90の2、91、92の7、92の8
鶴 光 路 町	117の6の一部、123の3の一部、123の4、123の5、 123の7、123の8の一部、123の9、124の7の一部、 128の3の一部、128の4の一部、134の2の一部、 134の5から134の7までの各一部

上記区域を新堀町に変更する。

町	地 番
下 阿 内 町	1の1の一部、1の12
新 堀 町	13の2の一部、24の2、24の3から24の7までの各一部、 25の2から25の4までの各一部、25の6、25の7の一部、 26の3の一部、26の4の一部、35の1の一部、 35の2の一部、35の3、35の4の一部、35の5の一部、 36の8、36の9の一部、36の10の一部、36の11、 36の12の一部

上記区域を鶴光路町に変更する。

平成23年8月10日調査

別記

調 書 2

町	地 番
新 堀 町	2 5 の 5

上記区域を鶴光路町に変更する。

平成23年8月10日調査